

金融庁、財務省、  
○厚生労働省、農林水産省、告示第一号  
経済産業省、国土交通省

内閣府、財務省、  
中小企業等協同組合法施行規則 平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号）の規定に基づき、中小  
企業等協同組合法施行規則 平成十九年厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省

平成十九年三月二十八日

金融庁長官 五味 廣文

財務大臣 尾身 幸次

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

農林水産大臣 松岡 利勝

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

## 中小企業等協同組合法施行規程

銀行等共済募集制限先に該当しない法人)

第一条 中小企業等協同組合法施行規則 以下 規則」という。)第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

四 特別の法律により設立された法人 前号に該当する法人を除く。)で国、同号に掲げる法人及び地方

公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに関して地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れている法人 他に事業に必要な資金を借り入れているものを除く。)

(特例地域金融機関が講ずべき措置)

第二条 規則第十五条第三項第三号に規定する事業所管大臣が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 銀行等 保険業法 平成七年法律第百五号) 第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。

次号において同じ。) の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者 当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。

次号において同じ。) の関係者 当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。) を共済契約者又は被共済者とする共済契約 規則第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。次号において同じ。) の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

二 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を行った場合について、当該共済契約の締結の代理又は媒介が規則第十五条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務を行う者 事業に必要な資金

の貸付け又は共済契約の募集に関して顧客と応接する業務を行わない者に限る。)を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置

特例地域金融機関となることができる金融機関)

第三条 規則第十五条第四項に規定する事業所管大臣が定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行

二 信用金庫

三 労働金庫

四 信用協同組合

五 農業協同組合法 昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号 信用事業)の事業を行う農業協同組合

業協同組合

六 水産業協同組合法 昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号及び第九十三条第一項

第二号 信用事業)の事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合

七 株式会社埼玉りそな銀行

八 日本振興銀行株式会社

九 株式会社新銀行東京

社債等の指定)

第四条 規則第一百七十七条第三号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時において指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令 昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。附則第二条において同じ。）により、BBB格相当以上の格付が付与されているものとする。

2 規則第一百七十七条第五号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時の直前の事業年度における利益配当率が一割以上のものとする。

附 則

施行期日)

第一条 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

社債等の指定の特例)

第二条 この告示の施行前に取得した社債又は約束手形 証券取引法 昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げるものをいう。）であって取得時における指定格付機関による格付がないもの又はBBB格相当未満のものについては、第四条第一項の規定は、同項中 取得時」とあるのを「この告示の施行の日」と読み替えて適用する。

2 この告示の施行前に取得した株式であって取得時の直前の事業年度における利益配当率が不明なもの又は一割未満のものについては、第四条第二項の規定は、同項中 取得時」とあるのを「この告示の施行の日」と読み替えて適用する。